

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令等 新旧対照条文

○ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号）</p> <p>（表示事項）</p> <p>第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下単に「容器」という。）であつて、飲料（酒類を含む。以下同じ。）又は特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第 号）で定める調味料をいう。以下同じ。）が充てんされたものについて、当該容器の材質に関する事項とする。</p> <p>（遵守事項）</p> <p>第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充てんする事業者並びに飲料又は特定調味料が充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業</p>	<p>ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号）</p> <p>（表示事項）</p> <p>第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下単に「容器」という。）であつて、飲料（酒類を含む。以下同じ。）又はしょうゆが充てんされたものについて、当該容器の材質に関する事項とする。</p> <p>（遵守事項）</p> <p>第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又はしょうゆを充てんする事業者並びに飲料又はしょうゆが充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業</p>

者について、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 別表の上欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印し、かつ、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはるにより、表示をすること。ただし、飲料又は特定調味料が充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない。
- 二・三 (略)

別表(第二条関係)

指定表示製品の区分	様式
内容積が百五十ミリリットル以上一リットル未満の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	容器への刻印については、様式一 容器への印刷又はラベルをはることにによる表示については、様式二
内容積が一リットル以上四リットル未満の容器であつて、飲料又は特定調味料が充てんされたもの	容器への刻印については、様式一 容器への印刷又はラベルをはることにによる表示については、様式三
内容積が四リットル以上の容器であつて、飲料又は特定調味料	容器への刻印については、様式一

ついて、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 別表の上欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印し、かつ、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはるにより、表示をすること。ただし、飲料又はしようゆが充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない。
- 二・三 (略)

別表(第二条関係)

指定表示製品の区分	様式
内容積が百五十ミリリットル以上一リットル未満の容器であつて、飲料又はしようゆが充てんされたもの	容器への刻印については、様式一 容器への印刷又はラベルをはることにによる表示については、様式二
内容積が一リットル以上四リットル未満の容器であつて、飲料又はしようゆが充てんされたもの	容器への刻印については、様式一 容器への印刷又はラベルをはることにによる表示については、様式三
内容積が四リットル以上の容器であつて、飲料又はしようゆが	容器への刻印については、様式一

が充てんされたもの

容器への印刷又はラベル
をはることに
よる表示に
ついては、
様式四

充てんされたもの

容器への印刷又はラベル
をはることに
よる表示に
ついては、
様式四

○特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第二号）の一部を改正する省令

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（表示事項）</p> <p>第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、特定容器包装（容器包装（商品の容器及び包装であつて、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。）のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第 号）で定める調味料をいう。）又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製容器及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号。以下「特定容器包装省令」という。）第二条に規定するものを除く。以下同じ。）について、当該特定容器包装の材質に関する事項とする。</p>	<p>（表示事項）</p> <p>第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、特定容器包装（容器包装（商品の容器及び包装であつて、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。）のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、しょうゆ又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製容器及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号。以下「特定容器包装省令」という。）第二条に規定するものを除く。以下同じ。）について、当該特定容器包装の材質に関する事項とする。</p>

○資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）の一部を改正する省令

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「紙製容器包装等」とは、主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装又は主として紙製の容器であつて飲料若しくは酒類を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）を除く。）又は主としてプラスチック製の容器包装（飲料、特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第 号）で定める調味料をいう。以下同じ。）又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）をいう。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(令別表第五の六の項の上欄の主務省令で定める容器包装)</p> <p>第二条 令別表第五の六の項の上欄の主務省令で定める容器包装は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 飲料、<u>特定調味料</u>又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。）</p> <p>五～七 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「紙製容器包装等」とは、主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装又は主として紙製の容器であつて飲料若しくは酒類を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）を除く。）又は主としてプラスチック製の容器包装（飲料、<u>しょうゆ</u>又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）をいう。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(令別表第五の六の項の上欄の主務省令で定める容器包装)</p> <p>第二条 令別表第五の六の項の上欄の主務省令で定める容器包装は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 飲料、<u>しょうゆ</u>又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル未満のものに限る。）</p> <p>五～七 (略)</p>